

美祿市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携に関する協定書

美祿市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域の暮らしの安全・安心に関すること
 - (2) 防災・災害対策に関すること
 - (3) 産業振興・中小企業支援に関すること
 - (4) 観光振興に関すること
 - (5) その他地方創生に資する取組に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月12日

甲 山口県美祿市大嶺町東分326-1
美祿市長

篠田洋司

乙 山口県山口市小郡高砂町2-8
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
山口支店長

佐藤大助